

「設計業務等共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九地整の設計業務等共通仕様書(R3.4)に準拠する。
- ・県独自の規則、通知に基づくものはその規定に準じる。

2 主な改定点

	工種等	変更箇所
第1編	共通編	法令改正及び諸基準書の改訂に伴う修正。 表記の修正(立入り→立ち入り等)。 表記の統一(成果品or成果物→成果物)。 特記仕様書記載事項の移行(「第3章その他」を追加)。
第2編	河川編	調査, 検討, 設計における「照査」の追加 「第3章河川構造物設計」に「第2節築堤設計」を追加 「第4章 水文観測業務」を追加 表記の統一(成果品or成果物→成果物)。
第3編	海岸編	表記の統一(成果品or成果物→成果物)。
第4編	砂防及び地すべり対策編	表記の修正(水系砂防→土砂・洪水氾濫対策等) 表記の統一(成果品or成果物→成果物)。
第5編	ダム編	表記の修正(方法書→計画段階配慮書等)。 表記の統一(成果品or成果物→成果物)。
第6編	道路編	調査, 検討, 設計における「照査」の追加 表記の修正(項目→事項等)。 表記の統一(成果品or成果物→成果物)。